

# 神奈川県立こども医療センター

## 医師の働き方改革にともなうお願い

医師の時間外勤務を制限する法令が令和6年4月に施行されます。医師の負担を軽減するため、患者さん・ご家族のみなさまにおかれましては、次のことについてご協力ください。

### 医師からの説明

医師からの治療や病状についての説明は、**平日9時～17時の間**にお願いします。



から



### チーム医療

主治医・担当医以外の医師が診療や説明を行うことがありますので、ご理解ください。

夜間の勤務明けは、主治医が帰宅して不在となる場合がございます。



### かかりつけ医の受診

症状が軽い場合や緊急性がない場合は、お近くのかかりつけ医を受診してください。

### 患者紹介

病状により他の医療機関などへご紹介する場合があります。ご理解とご協力をお願いします。



ご理解、ご協力をお願いします。

令和6年1月  
総長